

議第57号

調停の成立について

次のとおり調停を成立させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和4年9月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

1 事件名

高山簡易裁判所 令和2年（ノ）第9号 所有権確認等請求事件調停事件

2 当事者

申立人 A

相手方 B

高山市

3 調停条項の概要

(1) 申立人A及び相手方らは、申立人Aが所有するX地所在建物と相手方Bが所有するY地所在建物の境界線付近に設置されている相手方B所有の雨樋を、他の場所に移設することについて相互に同意する。

(2) 申立人A及び相手方らは、前項の雨樋の移設について、申立外C株式会社に移設工事（以下「本件工事」という。）を発注することを相互に同意する。

(3) 本件工事に要する費用については、相手方Bと相手方高山市との間で以下のとおり負担する。  
なお、施工方法の変更等により工事費用の変更や追加費用の発生が生じた場合は、相手方らは、当該費用の負担について別途協議する。

①相手方B・・・29万5,735円（税込）

②相手方高山市・・・17万7,265円（税込）

③合計・・・・・・・・47万3,000円（税込）

(4) 相手方らは、本調停成立後、3か月以内に、本件工事を完成させることを約束する。

- (5) 申立人Aと相手方高山市は、申立人Aと相手方高山市との間には、本調停条項に定める事項の他に何らの債権債務がないことを確認する。
- (6) 相手方Bと相手方高山市は、相手方Bと相手方高山市との間には、本調停条項に定める事項の他に何らの債権債務がないことを確認する。
- (7) 申立人Aはその余の請求を放棄する。
- (8) 調停費用は各自の負担とする。